

# 香川県報



第66号

平成18年

8月22日(火曜日)

## 告示

香川県告示第五百五十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 母艦の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
高松市幸町1-1  
国立大学法人香川大学長 一井 眞比古

(2) 事業場の所在地及び名称  
木田郡三木町大字池戸2393番地  
三木町農学部地区

(3) 特定施設に関する事項

種 類	力 類
能 力	流し 93基
工 期	許可日
等	着工後7月
	使用開始予定年月日
	完成日の翌日

科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場に設置される洗浄施設

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	一
	救急病院又は救急診療所の申出の撤回	（医務国保課）	二
	漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出	（水産課）	
	道路の区域変更	（道路課）	
	道路の位置指定（三件）	（建築課）	三
公 告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	（県民参画課）	
	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（三件）	（経営支援課）	四
	地籍調査の成果の認証	（農政課）	六
	土地改良事業の適否決定（二件）	（土地改良課）	七
	土地改良事業の認可	（ " ）	
	選挙管理委員会告示		
	●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等		
	監査委員公表		
	監査結果に基づく措置の公表（二件）		八

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

連続9時間使用

排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	60
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	50	60
	浮遊物質濃度 (mg/ℓ)	50	60
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	30
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		7.7	11.9

(4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量  
変更無し

(備考) 今回の申請は、既設校舎及び実験・研究設備の改修工事に伴い洗浄施設を新たに設置し、既設洗浄施設の一部を廃止するものである。汚水等は既設合併処理浄化槽で処理されるが、改修工事に伴う教員及び学生数の定員の変更は無く、排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年8月22日から同年9月12日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三木町環境保全課

香川県告示第五百五十七号  
次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。  
平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一七 四	平成十八年七月二十六日	ツツミ病院	さぬき市志度二二四番地七一

香川県告示第五百五十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの届出があった。

その指定漁船調書を平成十八年八月二十二日から平成十八年九月五日まで西かがわ漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

観音寺市豊浜町箕浦甲一三三七六番地一 横内 秀夫

観音寺市豊浜町姫浜一三三五一番地二 上原 芳男

観音寺市豊浜町箕浦甲一五四二番地 石村 義光

二 加入区名称

豊浜加入区

三 漁船損害等補償法第一百二十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

西かがわ漁業協同組合

香川県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年八月二十二日から同年九月



営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十月二日まで縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあつた年月日

平成十八年七月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

NPO法人中讃丸亀センター

土居 寛子

善通寺市原田町一三四四番地二

三 定款に記載された目的

本法人は、人口の高齢化が急速に進展する社会情勢の中にあつて、地域社会を豊かで住みよくするため、高齢者や障害者などに愛・忍耐・技術をもって福祉活動に関する事業を行い、福祉の充実した町づくりの推進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)附則第五条第

一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第

三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ土器店 丸亀市土器町七八八番地ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年九月十日

二 届出年月日

平成十八年八月九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年八月二十二日(火曜日)から同年十二月二十二日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十二月二十二日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂出ショッピングシティ 坂出市江尻町字新開一一五七番地ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 坂出ショッピングシティ

変更後 マルナカ坂出店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

変更後 開店時刻 午後九時

閉店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年九月十日

二 届出年月日

平成十八年八月九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年八月二十二日(火曜日)から同年十二月二十二日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十二月二十二日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び坂出市環境経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
善通寺ショッピングセンター 善通寺市善通寺町字本村道下一八七番一ほか
- 3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称

- 変更前 善通寺ショッピングセンター
- 変更後 マルナカ善通寺店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 変更前 開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後九時
- 変更後 開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十一時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで
- 変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年九月十日

二 届出年月日

平成十八年八月九日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年八月二十二日(火曜日)から同年十二月二十二日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年十二月二十二日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び善通寺市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

高松市の行った地籍調査の成果は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。  
平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十六年度から平成十七年度まで

二 成果の名称

1 高松市地籍図

2 高松市地籍簿

三 調査を行った地域

塩江町安原下第2号の一部及び牟礼町牟礼の一部

四 認証年月日

平成十八年八月二十二日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、小豆島町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業）（かんがい排水事業）（立憲地区）を行うことについて平成十八年八月七日適当と決定した。その関係書類を小豆島町農林水産課において平成十八年八月三十日から同年九月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年八月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年八月三十日から同年九月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 流地区	小豆島町農林水産課
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西城地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 縄手地区	"
"	香川用水非受益地域用水確保事業大谷地区	"
"	香川用水非受益地域用水確保事業古郷地区	"
小豆郡池田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 池田地区	"

"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中山地区	"
"	香川用水非受益地域用水確保事業室生新池地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市牟礼町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業勝仁地区）を行うことについて平成十八年八月三日認可した。

平成十八年八月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十八年八月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 五十分の一の数 一六、七三〇人
- 三分の一の数 二〇六、〇八三人
- 県議会議員各選挙区における三分の一の数
- 高松市選挙区 一一四、八八八人
- 丸亀市選挙区 二九、八〇五人

坂田市警察区	二〇、五七一
藤野市中警察区	九、四七二
藤野寺中警察区	一七、九〇六
丸尾北中警察区	一五、三五九
東かがわ市警察区	一〇、四二一
三鷹中警察区	二〇、〇九〇
木田南警察区	八、〇三九
小田原警察区	九、六〇四
徳島南警察区	七、二四七
母の国警察区	八、八五五
母の国警察区	六、五八〇

香川県警察

香川県監査委員公表第13号  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき  
 又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。  
 平成18年8月22日

1 監査対象部局	教育委員会	香川県監査委員	石川 豊
2 監査対象年度	平成17年度	同	辻村 修
3 措置の状況		同	石川 穉
		同	野田 峻

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 通勤手当の支給に当たり、出張、休暇、欠勤等のため月の初速やかに戻入の手続きをとり返納させた。

日から末日まで1日も通勤しないときは、その月分は支給されないにもかかわらず、誤って支給しているため、返納させる必要がある。（高松養護学校） イ 消防用設備等の管理について 一部の高等学校においては、消防設備保守点検の業務委託において、不適箇所の報告があったにもかかわらず、未改善のものが見受けられたので、緊急度の高いものから速やかに対応する必要がある。（高校教育課）	消防設備保守点検の業務委託において、不適箇所の報告があったものについて、速やかに買替え等により改善をした。
---	---

学校敷地の管理について 一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。（高校教育課、障害児教育課）	県立学校の敷地については、これまで各学校施設の新増改築や学校用地の取得にあわせて、可能な限りその整理に努めてきたところであり、今後とも各学校の状況に応じ、その整理を進めるとともに、計画的な解消に努める。
---	---

香川県監査委員公表第14号  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき  
 又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。  
 平成18年8月22日

1 監査対象部局	公安委員会	香川県監査委員	石川 豊
2 監査対象年度	平成17年度	同	辻村 修
3 措置の状況		同	石川 穉
		同	野田 峻



監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
<p>検討指示事項</p> <p>委託業務について 単独随意契約や見積書を徴収せずに県から委託金額を提示して契約する場合には、業務完了後、委託先からできる限り詳細な収支報告を求めるとして、委託金額の妥当性を検証しておく必要がある。(会計課)</p>	<p>県から委託金額を提示して契約をする場合のうち成果物として実施結果報告のみで、その事業そのものの金額面での収支報告がないものについては、予算措置に反映させるため、できる限りその委託事業での収支報告を求め、検証する予定である。</p>

平成十八年八月二十二日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています